第三十条第一号ホ及び第二号ハ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第四十六条第四項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

第五十三条第二号中「第百条第二項」を「第百条第一項第一号」に改める。

第六十三条に次の一号を加える。

六　特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

第七十七条中「に取得する特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十八条第二項中「第十九条第一号から第三号まで」を「第十九条第一号から第四号まで」に、「第二十条第一号及び第二号」を「第二十条第一号」に改める。

第七十九条第一項第三号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二項第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「いない場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に、「確定した」を「確定し、又は改定した」に改める。

第八十九条　削除

第八十九条の次に次の節名を付する。

第三節　業務

第九十条中「第二百条第三項第四号」を「第二百条第二項第四号」に改める。

第九十一条中「に取得する特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第九十三条の見出し中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二号中「。次条において同じ」を削る。

第九十四条の見出しを「（資金の借入れを行うことができる場合）」に改め、同条中「第二百十一条第二号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第一号ロ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同号ハ中「（その支出に充てられる資金の借入れの時点で、当該借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該支出に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。）」を削り、同号ニ及びホ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第二号を削り、同条第三号ただし書中「第一号ハ」を「前号ハ」に改め、同号を同条第二号とする。

第九十五条第一項及び第二項を次のように改める。

法第二百十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この項において同じ。）又は不動産を信託する信託（信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産以外の財産を追加して取得することにより信託財産の変更を行うことが予定されているものを除く。）の受益権に限る。以下この項において同じ。）の取得並びに管理及び処分に係る業務（以下この条において「対象資産業務」という。）を営み、当該対象資産業務から生ずる収益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象組合契約」という。）であって、当該対象組合契約に係る対象資産業務の目的となる資産（以下この項において「対象資産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の対象組合契約に係る財産を対象資産に追加することにより対象資産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象資産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該対象組合契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

2　法第二百十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当事者の一方が相手方の行う対象資産業務のため出資を行い、相手方がその出資された財産により対象資産業務を営み、当該対象資産業務から生ずる利益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象匿名組合契約」という。）であって、当該対象匿名組合契約が対象資産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該対象匿名組合契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

第九十九条第一項第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第百条第二項中「計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書」を「次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあっては、当該事業年度において資産流動化計画に変更があった場合に限り、当該事業年度における最後の資産流動化計画の変更について法第九条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書

二　当該事業年度の末日における資産流動化計画

第百四条第一項第一号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。次号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　第百十六条の二第二号の権利を原委託者が受託信託会社等に書面をもって付与する場合は、当該書面の案

第百四条第二項中「前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本」を「前項第一号及び第二号に規定する契約を締結し、又は同項第三号の権利を書面をもって付与された後、速やかに、当該契約に係る契約書の副本若しくは当該書面の写し」に改める。

第百七条第一号中「掲げる特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四号中「、特定資産の価額につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称」を「及び次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定資産が土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるものであるときは、不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ　特定資産がイに規定する資産以外の資産であるときは、当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）及び当該調査を行った者の氏名又は名称

第百七条第五号中「、当該」を「当該」に改め、「締結する者」の下に「を、特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）にあっては当該特定資産の譲渡人」を加え、同条第六号中「いない場合」の下に「又は第三号及び第四号に掲げる事項の内容の改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同条第七号中「前号」を「前号まで」に、「、当該」を「当該」に改め、「締結する者」の下に「及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人」を加える。

第百八条第一項第一号に次のように加える。

ハ　社債的受益権（法第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下同じ。）を定める場合は、令第五十二条第二項第一号の配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。）

第百八条第一項第二号イを削り、同号ロ中「内容」の下に「（ロに掲げる事項を除く。）」を加え、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、同条第二項第四号中「場合」の下に「又はその改定があり得る場合」を加え、「確定する」を「確定し、又は改定する」に改め、同項第五号中「及び前項第二号イからハまで」を「並びに前項第二号イ及びロ」に改め、同項第六号イ中「前項第一号ハ」に改める。